

売春防止法関係資料

——買売春にとりくむ戦後の女性運動——

羽田野 慶子

1. コレクションの概要

本稿では、「売買春問題とりくむ会」および「財団法人日本キリスト教婦人矯風会」より国立女性教育会館女性アーカイブに寄贈された売春防止法関係資料について紹介する。同資料は2007年3月、「売買春問題とりくむ会」(以下、「とりくむ会」)事務局長で、「日本キリスト教婦人矯風会」(以下、「矯風会」)の性・人権部長である高橋喜久江氏の手により寄贈された。資料は1951年頃から87年頃までのもので、矯風会の性・人権部(1985年までは「純潔部」)が保管してきたものと思われる。売春防止法制定をめざす運動および制定後の売春反対運動に関する文書が中心であり、民間レベルにおける戦後の廃娼運動/売春反対運動の軌跡を示すものである。資料総数は約800点で、文書680点余りの他、冊子、書簡・葉書、チラシ、ポスター、新聞、パンフレット、新聞記事・雑誌等で構成されている。この中には、既に刊行された各種資料集成に収められている資料も一部含まれている。以下では、1956年の売春防止法の成立を軸に、戦後の廃娼/売春反対運動の流れを追いながら本資料の紹介を行う。

2. 占領下の廃娼運動 —公娼制度廃止と勅令第九号法制化運動—

矯風会は売春防止法の制定に向けた運動の中で中心的な役割を果たした民間女性団体である。公娼制度を維持してきた日本では、矯風会をはじめとするキリスト教系団体を中心に明治期から廃娼運動が展開されてきた。1945年の敗戦時までに15県が地方レベルで公娼制度を廃止していたものの、国レベルでの廃娼は実

現されていなかった。敗戦後の1946年1月21日、占領軍GHQが「公娼制度廃止に関する覚書」を出したことを直接の契機として、ようやく公娼制度廃止に至る。さらに47年1月15日、勅令第九号により女性に売春させた者、売春させる契約をした者への処罰が規定され、ここにおいて完全に法制度上の廃娼が成し遂げられたかに見えた。

しかし一方で、1946年3月には早くも遊廓が特殊喫茶として営業を再開し、「赤線」(元遊廓地域)、「青線」(元私娼地域)の呼称が生まれる。48年7月10日には風俗営業取締法が公布され、いわゆる性風俗店の営業が許可されるに至り、売春を国が黙認する状況が着々と作られていった。さらに、講和条約締結後は勅令第九号が無効になる可能性も出てきたため、廃娼/売春反対を唱える人々は危機感を抱いた。

こうした状況を打開するため、51年11月2日、矯風会を中心に「公娼制度復活反対協議会」(会長:久布白落実)が結成され、勅令第九号の法制化をめざす署名活動が始められる。今回寄贈された資料には、このとき全国から集められた96万余の署名の一部や、国会に出された要望書の写しも含まれている。こうした運動の甲斐あって、勅令第九号法制化法案は同年3月に衆議院、5月に参議院を通過し、国内法となった。

3. 売春防止法成立まで —売春禁止法制定促進委員会の活動—

1953年、公娼制度復活反対協議会は2度の名称・組織変更を経て「売春禁止法制定促進委員会」(委員長:久布白落実、以下「促進会」となる。勅令第九号では、売春をさせた者への処罰は規定されていたが、売春行為そのものに対する禁止・処罰規定はなかった。その

ため、売春に関する諸行為全般を取締る新法の制定に向けて運動を展開したのが促進会である。売春等処罰法案は、1948年の第二国会で風営法、性病予防法とともに初めて国会提出されていたが、他の二法と異なり不成立となっていた。その後も何度か提出されてきたが実を結ばず、促進会発足後の53年3月、議員立法として第15回国会に提出されたが解散による審議未了となる。これを受けて促進会は婦人大会を東京・読売ホールにて開催し、売春禁止法に反対する候補者に投票しないことを決議した。また同年11月には超党派で売春等処罰法制定をめざす「衆参婦人議員団」が発足し、促進会および労働省労働婦人少年室と連携して活動を開始、同年12月には政府が閣議の了解を得て久布白ら民間委員を含む売春問題対策協議会（売対協）を設置、売春対策に向けて官民が連携してとりくむ体制が整えられた。なお、このとき国会提出された法案は、現行の売春防止法と異なり、売春した者だけでなく、その相手方（いわゆる買春者）にも処罰を規定していた。

寄贈資料には、売春等取締法案の草稿とみられるもの、売春禁止法賛成議員名簿、婦人大会の決議文をはじめ、促進会が提出した要望書や声明文、促進会宛に届いた陳情書、労働省婦人少年局が作成した統計資料、議員との面接メモなど、売春防止法制定までの促進会の活動をつぶさに示す資料が多く含まれている。中には、売春業者の団体である全国性病予防自治会や、売春女性の団体である東京都女子従業員組合連合会からの売春禁止法制定に反対する「陳情書」など、立場を異にする団体の文書もあり、売春禁止法案をめぐる力のせめぎあいを垣間見ることができる。

1955年6月、神近市子ほか計19名の議員立法として再び売春等処罰法案が国会に提出されるが、予算措置の不十分さと売春者・買春者への処罰規定に対する反対意見によって否決される。しかし政府はその後内閣に売春問題連絡協議会を設けて法案を作成し、56年3月には議員と学識経験者、関係省庁の次官級から成る売春対策審議会を設置、ついに56年5月24日、「売春防止法」が成立する運びとなる。しかし、売春防止法は当初法案と異なり、売春者およびその相手方、すなわち買春者への処罰規定がなくなり、その代わり売春した女性を「要保護女子」と規定した上で、婦人相談所および婦人保護施設による「保護更生」を行うという内容となった。「売春禁止」ではなく、「売春防止」の

名称となった所以はここにある。この結末に対し、矯風会は以下のように述べている。

「矯風会にとっては、売春禁止法でなく、売春防止法であることは不本意ではあるが、精一杯の闘いの結果、勝ち取った勝利であったことを喜び、感謝したのである。はじめからザル法とまでいわれた売春防止法ではあるが、新しい闘いが待っている。（中略）古くて新しい売春問題ととりくむ矯風会の働きは、終わることがないし、いつの時代にも必要なのである。」「日本キリスト教婦人矯風会（編） 1986：728-9」

また、促進会は売春防止法の成立を広く世間に伝えるため、国民募金により約190万円を集めて記録映画「売春」を制作し、56年に大映より配給、上映された。この映画に関する資料も、募金の依頼文書や試写会の案内、シナリオ草稿、完成台本等が残されている。

4. 売春防止法成立後 —売春協から「とりくむ会」へ—

売春防止法（以下、売防法）の成立は、促進会をはじめとする廃娼運動側にとって一定の成果であったが、買売春そのものが処罰の対象とならなかったことなど、法律の内容はかれらを十分満足させるものではなかった。売防法成立後の1956年6月、促進会は売春対策国民協議会（売春協）と改称され、売防法の改正と売春防止のための性道徳確立を目的に掲げ、新たな運動を展開していく。初代会長は久布白であった。寄贈資料には、売春協の発足当時から64年頃までの実行委員会記録や機関誌「売春対策」（1～72号）の現物、売春対策に関する要望書などがあり、売春協の活動をつぶさに知ることができる。売防法は57年4月に第二章刑事処分を除いて施行、翌58年4月に全面施行となるが、売春協はこの間、売防法の完全実施を要求する国民大会の実施、55年の売春等処罰法案否決にかかわる売春汚職（売春業者から保守派議員への献金問題）の追及、婦人保護施設等の現状把握、婦人相談員の身分保障要求、売春対策予算の拡大要求など、売防法体制の拡充を求める運動を展開している。また、59年には売防法の適用外である芸妓を登録制とする条例の制定への反対運動も行っており、資料が残されている。売春協は、65年11月に社団法人売春対策国民協会に改組し活動

を続けたが、72年10月、「売春に関する社会意識の変化」を受け、関係団体とのより広い連携が必要との認識から解散に至った。翌73年1月、矯風会をはじめとする22団体の協議体として「売春問題ととりくむ会」が新たに発足し、活動が引き継がれていった。なお、「とりくむ会」は86年に「売買春問題ととりくむ会」と改称し、現在も活動を継続している。

以上のように、本コレクションは矯風会が戦後の廃娼/売春反対運動における民間団体連携の中核として活動を継続してきたことを示す資料群である。矯風会の廃娼運動には売春女性への蔑視が存在したとの批判がなされることもあるが、売春女性の保護事業を担いつつ、民間団体・政治家・省庁と連携しながら売防法という一定の成果をあげ、現在も運動を継続していることは十分に評価されるべきであろう。

売春防止法が公布されてから50年以上が経過した現在、児童買春やインターネットポルノ、国際的な人身取引（人身売買）問題、売春女性の労働権をめぐる問題など、買売春をめぐる新たな課題が浮上している。性的搾取から女性をはじめあらゆる人々の人権を守るためのとりくみは未だ道半ばにある。

〈参考文献〉

藤目ゆき 2006 「解説 戦後の性暴力問題」『性暴力問題資料集成(別冊) 解説・総目次』 不二出版

市川房枝(編) 1978 『日本婦人問題資料集成』(第1巻 人権) ドメス出版

日本キリスト教婦人矯風会 1986 『婦人新報(復刻版)』 不二出版

日本キリスト教婦人矯風会(編) 1986 『日本キリスト教婦人矯風会百年史』 ドメス出版

(はたの・けいこ 国立女性教育会館研究員)